

令和4年度栃木県議会 第392回臨時会議議案（1）目次

第1号議案	令和4年度栃木県一般会計補正予算（第11号）	3
第2号議案	栃木県県税条例の一部改正について	14

第1号議案

令和4年度栃木県一般会計補正予算（第11号）

令和4年度栃木県の一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,517,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,070,233,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和5年3月27日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		146,289,914	△ 1,465,713	144,824,201
	1 地方交付税	146,289,914	△ 1,465,713	144,824,201
6 交通安全対策特別交付金		600,000	△ 139,198	460,802
	1 交通安全対策特別交付金	600,000	△ 139,198	460,802
9 国庫支出金		204,329,366	△ 2,190,089	202,139,277
	1 国庫負担金	42,963,510	11,000	42,974,510
	2 国庫補助金	159,477,452	△ 2,084,089	157,393,363
	3 委託金	1,888,404	△ 117,000	1,771,404
12 繰入金		19,736,168	△ 431,000	19,305,168
	2 基金繰入金	19,558,661	△ 431,000	19,127,661
15 県債		87,308,000	△ 2,291,000	85,017,000
	1 県債	87,308,000	△ 2,291,000	85,017,000
歳入合計		1,076,750,300	△ 6,517,000	1,070,233,300

歳 出					(単位千円)
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
1 議 会 費		1,441,323	△ 147,000	1,294,323	
	1 議 会 費	1,441,323	△ 147,000	1,294,323	
2 総 務 費		62,008,939	204,000	62,212,939	
	1 総 務 管 理 費	32,292,947	950,000	33,242,947	
	2 企 画 費	6,119,293	△ 55,000	6,064,293	
	3 徴 税 費	9,163,991	△ 438,000	8,725,991	
	4 市 町 村 振 興 費	1,726,502	△ 1,000	1,725,502	
	5 選 挙 費	1,203,617	△ 117,000	1,086,617	
	6 防 災 費	1,141,644	△ 2,000	1,139,644	
	10 国体・障害者スポーツ大会費	9,694,453	△ 133,000	9,561,453	
3 民 生 費		115,241,015	△ 2,509,000	112,732,015	
	1 社 会 福 祉 費	68,651,657	△ 78,000	68,573,657	
	2 児 童 福 祉 費	40,106,407	△ 2,308,000	37,798,407	
	3 生 活 保 護 費	4,194,203	△ 120,000	4,074,203	

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 県民生活費	2,254,159	△ 3,000	2,251,159
4 衛生費		128,322,680	△ 933,000	127,389,680
	1 公衆衛生費	60,626,121	△ 628,000	59,998,121
	2 環境衛生費	1,829,721	△ 26,000	1,803,721
	4 医薬費	56,709,160	△ 229,000	56,480,160
	5 病院費	4,192,786	△ 17,000	4,175,786
	6 環境対策費	2,751,777	△ 33,000	2,718,777
5 労働費		1,738,175	△ 4,000	1,734,175
	4 労働委員会費	103,607	△ 4,000	99,607
6 農林水産業費		41,885,253	△ 367,000	41,518,253
	1 農業費	12,046,796	△ 179,000	11,867,796
	2 畜産業費	5,018,168	△ 7,000	5,011,168
	3 農地費	13,130,865	△ 91,000	13,039,865
	4 林業費	10,938,464	△ 90,000	10,848,464
7 商工費		199,127,916	△ 861,000	198,266,916

	1 商 工 費	180,337,258	△ 854,000	179,483,258
	2 観 光 費	18,790,658	△ 7,000	18,783,658
8 土 木 費		103,100,587	△ 40,000	103,060,587
	1 土 木 管 理 費	4,677,090	△ 20,000	4,657,090
	2 道 路 橋 り よ う 費	57,190,841	△ 2,000	57,188,841
	5 住 宅 費	2,031,476	△ 18,000	2,013,476
9 警 察 費		44,515,166	△ 76,000	44,439,166
	1 警 察 管 理 費	43,187,657	△ 76,000	43,111,657
10 教 育 費		180,117,163	△ 1,109,000	179,008,163
	1 教 育 総 務 費	23,758,414	△ 482,000	23,276,414
	2 小 学 校 費	60,734,352	△ 209,000	60,525,352
	3 中 学 校 費	36,240,745	△ 46,000	36,194,745
	4 高 等 学 校 費	37,833,557	△ 171,000	37,662,557
	5 特 別 支 援 学 校 費	15,396,060	△ 72,000	15,324,060
	6 社 会 教 育 費	1,454,972	△ 60,000	1,394,972
	7 保 健 体 育 費	4,699,063	△ 69,000	4,630,063

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		715,977	△ 149,000	566,977
	1 農林水産施設災害復旧費	195,791	△ 115,000	80,791
	2 土木施設災害復旧費	518,870	△ 34,000	484,870
12 公債費		95,693,956	△ 104,000	95,589,956
	1 公債費	95,693,956	△ 104,000	95,589,956
14 予備費		1,000,000	△ 422,000	578,000
	1 予備費	1,000,000	△ 422,000	578,000
歳出合計		1,076,750,300	△ 6,517,000	1,070,233,300

第2表 地方債補正

変更

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等施設整備費	6,816,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	6,604,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
地域鉄道対策事業費	44,000	同上	同上	同上	42,000	同上	同上	同上
防災行政ネットワーク整備費	19,000	同上	同上	同上	17,000	同上	同上	同上

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会福祉施設整備費	228,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	135,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
県営最終処分場関連整備費	18,000	同上	同上	同上	15,000	同上	同上	同上
土地改良事業費	2,450,000	同上	同上	同上	2,236,000	同上	同上	同上
林道事業費	57,000	同上	同上	同上	53,000	同上	同上	同上
治山事業費	939,000	同上	同上	同上	884,000	同上	同上	同上
県単林道事業費	18,000	同上	同上	同上	16,000	同上	同上	同上

起債の目的	補 正 前				補 正 後					
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法		
県単治山事業費	111,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	60,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。		
自然公園等施設整備費	190,000	同	上	同	上	189,000	同	上	同	上
国庫補助道路事業費	16,406,000	同	上	同	上	16,279,000	同	上	同	上
国庫補助河川改良費	6,904,000	同	上	同	上	6,711,000	同	上	同	上
国庫補助砂防費	1,610,000	同	上	同	上	1,532,000	同	上	同	上
国庫補助街路事業費	2,850,000	同	上	同	上	2,698,000	同	上	同	上

起債の目的	補 正 前				補 正 後					
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法		
公園緑地整備費	466,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	442,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。		
県営住宅建設事業費	468,000	同	上	同	上	463,000	同	上	同	上
直轄道路事業負担金	1,953,000	同	上	同	上	1,952,000	同	上	同	上
直轄河川事業負担金	2,209,000	同	上	同	上	2,194,000	同	上	同	上
地方道路等整備事業費	8,638,000	同	上	同	上	7,947,000	同	上	同	上
河川等整備事業費	6,012,000	同	上	同	上	5,965,000	同	上	同	上
自然災害防止事業費	25,000	同	上	同	上	38,000	同	上	同	上

起債の目的	補 正 前				補 正 後					
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法		
地域活性化事業費	630,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	653,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。		
市町村合併推進事業費	134,000	同	上	同	上	139,000	同	上	同	上
交通安全施設整備費	442,000	同	上	同	上	259,000	同	上	同	上
学校施設整備費	5,466,000	同	上	同	上	5,288,000	同	上	同	上
農林水産施設災害復旧費	22,000	同	上	同	上	23,000	同	上	同	上